

# 空き家をお持ちの皆様へ

## 空き家は、あなたの財産です

空き家を適正に管理せずに放置し続けると、傷んでいくばかりか、近所の方々に迷惑をかけることとなります。

## 空き家を適正に管理しましょう

建物は定期的に点検し、外壁の塗り替えなどの実施が必要です。また、建物内の換気や設備の点検、樹木の剪定<sup>せんてい</sup>なども必要です。ご自身で管理することが難しいときは、空き家の管理サービスを利用するなどし、適正に管理してください。

一方、土地や建物の権利関係を確認したり、相続などについて事前に話し合っておくことも大事です。

## 空き家を放置すると、責任を問われることがあります

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、区市町村から倒壊等の危険性があるとして空き家の除却などを勧告された場合、土地の固定資産税などの減額特例を受けられなくなります。

また、50万円以下の過料に処せられる場合があります。

## 空き家を活用しましょう

建物は使わないと傷みが早く進むため、使おうと思ったときには多額の修繕費用を要することもあります。売却したり、賃貸し資産として活用することで、収益を得ることも可能です。また、地域の交流施設等として活用する方法もあります。

## 専門家による相談窓口

東京都と協定を締結した専門家団体、金融機関では、都内に空き家を所有・管理されている皆様からの相談に応じる窓口を設置しています。

詳細は裏面をご覧ください。

# 空き家に関する相談窓口のご案内

東京都は、都内に空き家を所有・管理する皆さまが抱える様々な問題について、専門的なアドバイスを受けられるように、次の団体及び金融機関と「協定」を締結しました。

以下の相談窓口を無料で利用いただけます。ぜひ、ご利用ください。なお、無料で受けられる相談内容は、団体等により異なりますので、問合せの際にご確認ください。

## 空き家の相続、成年後見・財産管理、契約、紛争の解決に関すること

東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会 東京三弁護士会空き家相談窓口

電話 0570-087837

受付時間 月～金曜日 10:00～12:00,13:00～16:00（祝休日、年末年始を除く）

## 空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関すること

東京司法書士会

電話 03-3353-2700

受付時間 月～金曜日 10:00～15:45（祝休日、年末年始を除く）

## 空き家の売買や賃貸に関すること

(公社)東京都宅地建物取引業協会（不動産相談所）

電話 03-3264-8000

受付時間 月～金曜日 10:00～15:00（祝休日及び年末年始など協会休業日を除く）

(公社)全日本不動産協会東京都本部（(一社)東京都不動産協会新宿相談室）

電話 03-5338-0370

受付時間 月・水・金曜日 13:00～16:00（祝休日及び年末年始など協会休業日を除く）

## 空き家の利活用の調査や建築に関すること

(一社)東京建築士会

電話 03-3536-7711

問合せ時間 月～金曜日 9:30～17:30（祝休日、年末年始を除く）

相談時間 問合せの上、相談会を開催する月曜日に原則来訪のこと

(一社)東京都建築士事務所協会

電話 03-3203-2601

問合せ時間 月～金曜日 9:00～12:00,13:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間 問合せの上、水曜日開催の建築相談に原則来会のこと

## 空き家の敷地境界に関すること

東京土地家屋調査士会

電話 03-3295-0587

予約時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）

相談時間 事前予約の上、調整した日時に原則来訪のこと

## 空き家の所有者と相続人の調査確認、資産の有効活用や手続に関すること

東京都行政書士会

電話 03-5489-2411

受付時間 月～金曜日 12:30～16:30（祝休日、年末年始を除く）

## 空き家の有効活用や融資、資産継承・遺言信託等に関すること

みずほ信託銀行

電話 0120-032-620

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝休日、年末年始を除く）